長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則案について

教育政策課
学びの改革支援課

１　改正の理由及び内容

総合教育センターに遠隔教育拠点を設置することに伴い、同センターの情報・産業教育部の所管事務に遠隔教育に係る研究及び調査等を追加する改正を行う。

２　施行期日

令和８年４月１日

【参考】

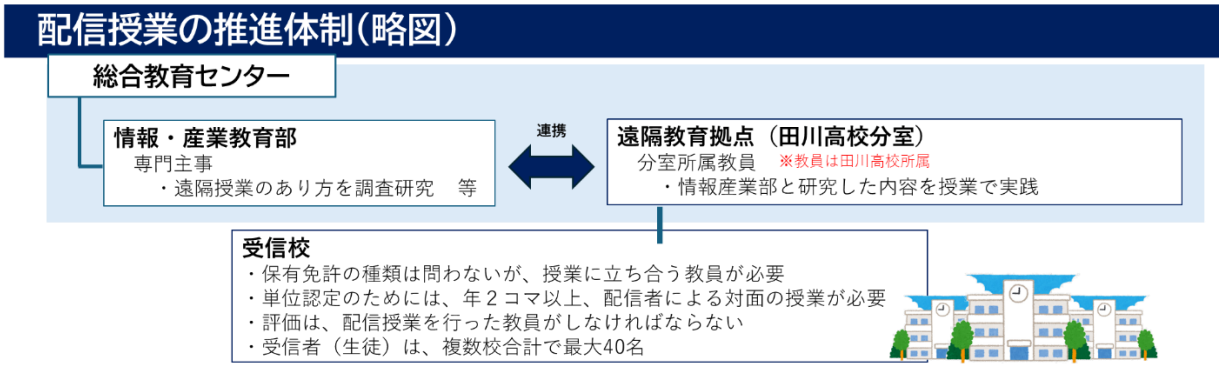

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和８年３月　日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第　号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和53年長野県教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

第21条第７項第１号及び第４号中「及び教育機器の整備活用」を「、教育機器の整備活用及び遠隔教育」に改める。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

教育政策課

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則新旧対照表

改正案	現行
（内部組織） 第21条　長野県総合教育センターに、その事務を分掌させるため、総務部、企画調査部、教科教育部、教職教育部、生徒指導・特別支援教育部及び情報・産業教育部を置く。 ２～５（略） ７　情報・産業教育部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 ⑴　情報教育、産業教育、教育機器の整備活用及び遠隔教育に関する研修、研究及び調査に関すること。 ⑵～⑶　（略） ⑷　教職員の行う研究（情報教育、産業教育、教育機器の整備活用及び遠隔教育に関するものに限る。）の専門的、技術的助言に関すること。	（内部組織） 第21条　長野県総合教育センターに、その事務を分掌させるため、総務部、企画調査部、教科教育部、教職教育部、生徒指導・特別支援教育部及び情報・産業教育部を置く。 ２～５　（略） ７　情報・産業教育部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 ⑴　情報教育、産業教育及び教育機器の整備活用に関する研修、研究及び調査に関すること。 ⑵～⑶　（略） ⑷　教職員の行う研究（情報教育、産業教育及び教育機器の整備活用に関するものに限る。）の専門的、技術的助言に関すること。